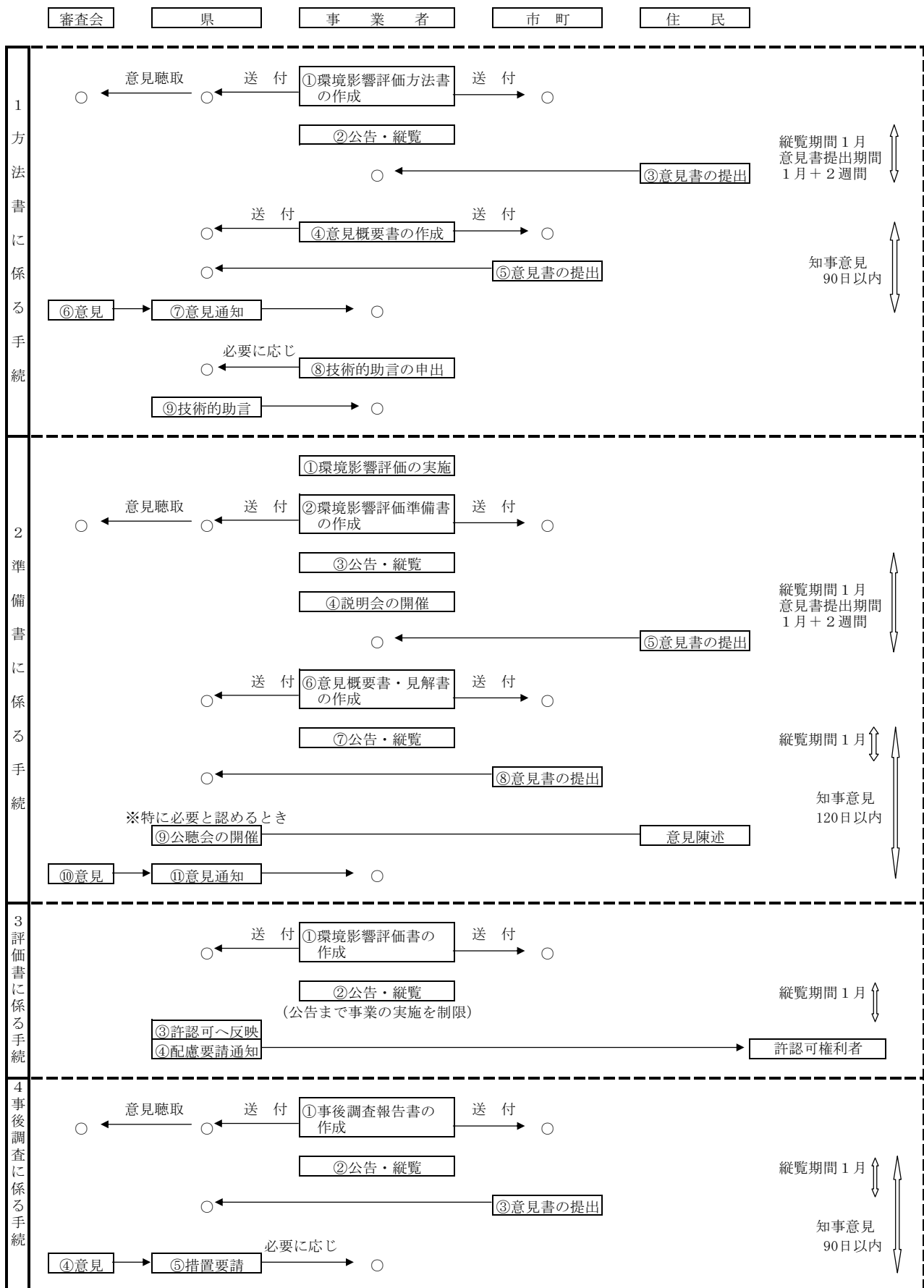


資料 1 - 1 愛媛県環境審議会の法定審議事項

法律等の名称	法律等に基づく審議事項
環境基本法	1 環境の保全に関する基本的な事項等（第 43 条第 1 項）
水質汚濁防止法	1 県の区域に属する公共用水域及び地下水の水質汚濁防止に関する重要事項（第 21 条第 1 項） (1) 上乗せ排水基準の設定に関すること（法第 3 条第 3 項） (2) 測定計画の作成に関すること（法第 16 条第 1 項） (3) 水質環境基準の水域類型へのあてはめに関すること（政令） (4) 総量削減計画の策定に関すること（法第 4 条の 3 第 1 項） (5) 総量規制基準の設定に関すること（法第 4 条の 5 第 1 項） (6) 生活排水対策重点地域の指定に関すること（法第 14 条の 7 第 1 項） など
大気汚染防止法	1 指定ばい煙総量削減計画の策定及び変更（第 5 条の 3 第 2 項、第 5 項）
公害防止事業費事業者負担法	1 公害防止事業に係る費用負担計画の策定及び変更（第 6 条第 1 項、第 8 条）
廃物の処理及び清掃に関する法律	1 廃棄物処理計画の策定（第 5 条の 5 第 3 項）
農用地の土壌の汚染防止等に関する法律	1 農用地土壌汚染対策地域の指定及び解除（第 3 条第 3 項、第 4 条第 2 項） 2 農用地土壌汚染対策計画の申請及び変更の申請（第 5 条第 5 項、第 6 条第 2 項）
ダイオキシン類対策特別措置法	1 ダイオキシン類総量削減計画の策定及び変更（第 11 条第 2 項、第 6 項） 2 ダイオキシン類土壌汚染対策地域の指定、区域の変更及び指定の解除（第 29 条第 3 項、第 30 条第 2 項）
愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	1 土砂基準及び水質基準の制定、変更及び廃止（第 5 条第 2 項、第 6 条第 2 項）
自然環境保全法	1 自然環境の保全に関する重要事項（第 51 条第 2 項）
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	1 鳥獣保護事業計画の策定及び変更（第 4 条第 1 項） 2 狩猟鳥獣の捕獲の禁止及び制限（第 12 条第 2 項） 3 鳥獣保護区及び特別保護地区の指定（第 15 条第 1 項） 4 猟区の維持管理に関する事務の委託（第 73 条第 2 項）
温泉法	1 温泉湧出目的の土地掘削の許可及び不許可（第 3 条第 1 項、第 4 条、第 28 条） 2 土地掘削、増掘及び動力装置の許可の取消し等の命令（第 7 条、第 9 条第 2 項、第 28 条） 3 増掘及び動力装置の許可及び不許可（第 9 条、第 28 条） 4 温泉採取制限命令（第 10 条第 1 項、第 28 条）
愛媛県自然環境保全条例	1 県自然環境保全地域の指定、指定の解除及びその区域の変更（第 18 条第 2 項、第 8 項） 2 保全計画の廃止及び変更（第 18 条第 2 項、第 19 条第 4 項）
愛媛県県立自然公園条例	1 県立自然公園の指定、指定の解除及びその区域の変更（第 4 条第 1 項、第 5 条第 1 項） 2 公園計画及び公園事業の決定、廃止及び変更（第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項）
愛媛県自然海浜保全条例	1 自然海浜保全地区の指定、指定の解除及びその区域の変更（第 3 条第 1 項、第 6 項）
愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例	1 野生動植物の多様性の保全を図るための基本的な方針の策定、変更（第 8 条第 3 項、第 5 項） 2 希少野生動植物のうち、特に保護を図る必要があると認められるものの指定、指定の解除（第 9 条第 2 項、第 9 項） 3 保護管理事業計画の策定（第 26 条第 1 項）
愛媛県立都市公園条例	1 県立都市公園の設置、区域の変更及び廃止（第 2 条第 1 項）

資料 1 - 2 愛媛県環境影響評価条例の手続



資料1-3 県自らの温室効果ガス排出削減への取組結果

1 地球温暖化防止実行計画（第二次計画）の推進による温室効果ガスの排出削減状況

（単位：t-CO₂）

項目 区分	16年度 (基準年度)	17年度	18年度	19年度	20年度	増減率 16年度→ 20年度 (%)	22年度に おける 削減目標 (%)
電 気	30,093	29,658	28,332	29,419	28,643	-4.8	-9.5
A重油	13,448	12,833	11,714	11,053	11,358	-15.5	-7.9
都市ガス	4,350	4,493	4,311	4,422	4,219	-3.0	-6.9
灯 油	3,264	2,826	2,265	2,413	2,217	-32.1	-23.4
ガソリン	4,090	4,090	4,066	4,126	4,279	4.6	-7.2
軽 油	2,375	2,269	2,070	1,927	1,631	-31.3	-11.5
L Pガス	343	349	299	299	360	5.0	-13.5
計	57,964	56,519	53,057	53,659	52,705	-9.1	-10.3

2 省資源分野における削減状況（単位 コピー用紙：千枚 上水：千m³ 廃棄物：t）

項目 区分	16年度 (基準年度)	17年度	18年度	19年度	20年度	増減率 16年度→ 20年度 (%)	22年度に おける 削減目標 (%)
コピー用紙使用量	116,073	118,324	114,320	121,576	108,430	-6.6	-10.0
上水道使用量	1,177	1,131	1,136	1,097	1,068	-9.3	-10.0
廃棄物の排出量	5,742	5,535	5,595	5,434	5,007	-12.8	-20.0

3 環境配慮型製品の導入分野における削減状況

項 目	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	22年度に おける 導入目標 (%)
コピー用紙に占める再生紙の割合 (%)	97.6	99.8	96.9	99.1	99.1	100
再生紙で発注した印刷物の割合 (件数) (%)	100	100	100	100	100	100
単価契約物品における環境配慮型物品の占める割合 (%)	100	100	100	100	100	100
公用車に占める低公害車等の割合 (%)	24.7 (355/1,438)	29.7 (420/1,416)	33.0 (467/1,416)	36.7 (524/1,426)	40.7 (586/1,439)	60

資料1-4 酸性雨調査結果

(一雨全量採取法)

年度	時期	松山市			新居浜市		
		pH	硫酸イオン (mg/ℓ)	硝酸イオン (mg/ℓ)	pH	硫酸イオン (mg/ℓ)	硝酸イオン (mg/ℓ)
57	梅雨期	4.8	<3.0	0.6	4.8	3.1	1.4
	秋雨期	4.6	<3.0	1.3	4.9	3.6	2.2
58	梅雨期	4.9	<2.0	0.8	5.5	<2.0	1.3
	秋雨期	4.7	<2.0	0.5	5.6	<2.0	1.3
59	梅雨期	5.1	<2.0	0.6	5.0	<2.0	1.2
	秋雨期	4.7	<2.0	0.9	4.8	<2.0	2.2
60	梅雨期	4.7	<2.0	0.6	4.8	<2.0	1.4
	秋雨期	4.4	2.1	1.6	4.7	<2.0	1.5
61	梅雨期	4.7	<2.0	<0.3	4.5	3.0	2.4
	秋雨期	4.2	2.7	1.4	4.7	<2.0	2.5
62	梅雨期	4.7	<2.0	0.7	4.6	<2.0	3.0
	秋雨期	5.2	<2.0	1.5	5.1	4.2	0.5
63	梅雨期	4.3	3.1	0.5	4.4	<2.0	0.9
	秋雨期	4.2	2.1	1.2	4.5	4.8	3.3
元	梅雨期	4.3	5.2	2.6	4.3	1.6	3.0
	秋雨期	4.6	1.9	0.5	4.5	2.8	1.0

注 梅雨期は6～7月、秋雨期は9～10月の各2降雨以上の分析値の平均値

(ろ過式採取法)

地点	中予			東予			南予			
	項目	pH	硫酸イオン (mg/ℓ)	硝酸イオン (mg/ℓ)	pH	硫酸イオン (mg/ℓ)	硝酸イオン (mg/ℓ)	pH	硫酸イオン (mg/ℓ)	硝酸イオン (mg/ℓ)
2	年度	4.4	2.7	1.4	4.6	2.2	1.2	4.8	2.2	0.9
3		4.3	3.3	1.5	4.4	3.5	2.0	4.7	3.9	1.7
4		4.4	3.2	1.4	4.5	3.2	2.0	4.7	4.0	2.2
5		4.7	2.2	1.1	4.6	1.9	1.2	4.9	1.8	0.9
6		4.8	3.8	2.1	4.6	3.1	2.5	5.1	3.2	1.6
7		4.5	2.6	0.9	4.5	2.6	1.7	4.5	3.0	1.6
8		4.5	3.0	1.5	4.4	3.0	2.2	4.7	2.3	1.4
9		4.7	2.8	1.6	4.6	2.6	1.6	5.0	2.5	1.3
10		4.8	2.9	1.8	4.7	2.7	2.1	5.1	2.0	1.3
11		4.8	2.1	1.3	4.7	2.2	2.1	5.1	1.5	1.0
12		5.0	3.3	2.0	4.9	3.9	3.4	5.2	2.1	1.4
13		4.8	2.4	2.0	4.8	3.5	3.6	4.9	2.3	1.8
14		4.7	3.3	2.5	4.7	3.0	3.2	5.1	2.8	2.5
15		4.8	2.6	1.4	4.6	2.3	1.6	4.9	2.3	1.8
16		4.9	2.1	1.4	4.9	1.8	1.3	4.4	2.8	2.2
17		4.7	3.9	2.6	4.8	4.3	3.4	4.8	3.5	3.0
18		4.5	3.1	2.2	4.8	3.7	3.1	4.9	3.0	2.5
19		4.5	3.1	2.9	4.6	3.7	3.6	5.0	3.9	3.8
20		4.7	2.6	2.9	4.8	3.0	3.3	4.9	1.9	1.6

注1 中予は松山市、東予は平成2年度～平成18年5月1日まで新居浜市、平成18年5月1日から西条市、南予は平成2～19年度は八幡浜市、平成20年度からは宇和島市における測定である。

注2 1週間降雨分析値の年間平均値